

環水大管発第 25032611 号
環循規発第 2503261 号
令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県・各政令市
水環境保全担当部(局)長 殿
産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公 印 省 略)

PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
先般、国内において、浄水場の水源となっていたダム等から、指針値（暫定）を超える PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS 等」という。）が検出されました。関係自治体に設置された有識者委員会において、周辺の調査結果等から総合的な検討が行われた結果、ダム上流に位置する資材置場において、長期間にわたって野積みされていた PFOS 等を含む使用済活性炭からの PFOS 等の流出が、ダム等における PFOS 等の検出の原因と考えることが妥当とされたところです。

活性炭は水処理等に広く用いられていますが、上記事案のように長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま雨ざらしで放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがあります。

今般、活性炭の適正な取扱い等に関する知見を整理するため、活性炭の製造・再生利用事業者等へ行った調査結果を踏まえ、水道における暫定目標値又は公共用水域等における指針値（暫定）を超過する濃度の PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭（事業の用に供されたものに限る。以下「使用済活性炭」という。）の適切な管理に関して留意すべき点等について、下記のとおり整理しましたので、管内の活性炭を用いて水処理を行い使用済活性炭を排出する事業者及び使用済活性炭を再生する事業者並びに使用済活性炭を廃棄物として処理する廃棄物処理業者へ周知くださいますようお願いいたします。併せて、貴都道府県市において水処理に活性炭を使用する場合に留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 使用済活性炭の適切な保管について

使用済活性炭を長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある。事業場等において使用済活性炭を長期間保管する場合には、

屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管すること、定期的に保管状況を確認することなど、環境中への PFOS 等の流出による汚染を生じさせないように保管すること。

また、廃棄物となった使用済活性炭を保管する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条に規定する処理基準及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条に規定する保管基準に基づき、飛散・流出防止措置を講ずるなど、適切に管理するとともに、以下の 2 に従って速やかに処理すること。

なお、保管中の使用済活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある事案が発生した場合には、関係自治体において PFOS 等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、保管者は関係自治体に対して情報を共有することが望ましいこと。

2 使用済活性炭の適正処理について

使用済活性炭を廃棄物として処理する場合には、排出事業者から廃棄物処理業者に対して PFOS 等の含有情報を適切に提供するとともに、廃棄物処理業者においては「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（令和 4 年 9 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成。以下「技術的留意事項」という。）を参考に確実に分解処理すること。

なお、使用済活性炭中の PFOS 等の濃度が技術的留意事項に示す管理目標参考値（ $5 \mu\text{g}/\text{kg-dry}$ ）以下のものは、技術的留意事項の対象とされていないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守の上、適正に処理すること。

3 使用済活性炭の再生について

使用済活性炭の再生の委託を検討する場合には、当該使用済活性炭に PFOS 等が含まれていることを委託者から受注者である再生事業者に伝え、当該再生事業者において受入可能か確認すること。確認の結果、使用済活性炭の再生を委託する場合には、委託者においても再生事業者において、再生事業者の事業場からの排水の公共用水域等への排出や排ガスの大気への放出による環境中への PFOS 等の流出を防止する取組（以下「汚染防止の取組」という。）が行われていることを確認すること。

汚染防止の取組の例としては、排水又は排ガス中の PFOS 等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認することが考えられ、技術的留意事項において示している排水及び排ガスの採取・分析方法や管理目標値の考え方を参考とすること。

参考：PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和 4 年 9 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

活性炭の取扱いの実態把握に向けた取組について①

- 浄水場の水源となっていたダムから暫定目標値を超えるPFOS・PFOAが検出された。
- ダムの上流に位置する資材置き場に長期間にわたり残置されていた**使用済活性炭**の一部から高濃度のPFOAが検出された。

- 水処理に広く活用されている**活性炭**について、**適正な取扱い等**に関する知見を整理するため、**活性炭の製造・再生事業者等へのヒアリング・各種調査等**を実施した。

(PFASに関する今後の対応の方向性 (抄) 令和5年7月 PFASに対する総合戦略検討専門家会議)

3. PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

国内外の健康影響に関する科学的知見、規制動向、**取扱状況**、存在状況、分析方法及び**対策技術等の情報**は、常に更新されており、**継続的に収集を行うことが必要**である。

活性炭の取扱いの実態把握に向けた取組について②

<調査内容>

- ① 活性炭の製造・再生事業者へのアンケート、② 活性炭を用いてPFOS等の対策を実施しているメーカーへのヒアリング、③ その他、水道事業者等へのアンケートなど

<調査結果>

- ・活性炭の主要な製造・再生事業者から成る業界団体においては、ガイドライン※¹を策定する等、使用済活性炭を再生するまでの間の適切な保管のための取組が行われていた。
一部の企業においては、PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な再生に関する検討が行われていた。
- ・今回調査した活性炭を用いてPFOS等の対策を実施しているメーカーは、PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭を、PFOS等含有廃棄物として適正に処理することとしていた。
- ・活性炭による水処理を実施している水道事業者等は、浄水場で主に臭気、消毒副生成物、色度の除去を目的に使用した活性炭のうち、約6割を資材として利用していた（残り約4割は廃棄物として処理）。

<環境省の取組>

関係省庁（国土交通省・経済産業省）と連携し、水質汚濁防止法を所管する自治体や水道事業者、関係業界団体等に対し、暫定目標値等を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について周知を行った。

- ・当該使用済活性炭を適切に保管すること。
- ・PFOS及びPFOA含有廃棄物を処理する場合には、技術的留意事項※²に基づき適正処理すること。
- ・当該使用済活性炭の再生を検討する場合には、適切な情報提供を行い、受入可能か確認すること。
また、当該使用済活性炭の再生を行う場合は、再生事業者における環境中へのPFOS等の流出防止に関する取組※³について確認すること。

※1 日本無機薬品協会 活性炭部会のガイドライン

「屋内保管もしくは直射日光や雨水等が当たらないよう保管」を奨励 <http://www.mukiyakukyo.gr.jp/section/ac/pamphlet2024.pdf>

※2 PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和4年9月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課） <https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

※3 排水又は排ガス中のPFOS等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認する等